

(案)

令和 5 年 12 月 26 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県環境審議会
会長 鈴木 正規

神奈川県環境基本計画等の改定について (答申)

令和 5 年 5 月 29 日に諮問を受けた神奈川県環境基本計画、神奈川県地球温暖化対策計画及び神奈川県循環型社会づくり計画の改定について、それぞれ別紙 1 から 3 までのとおり、答申します。

神奈川県環境審議会（以下「当審議会」という。）では、神奈川県環境基本条例第7条第4項に基づき神奈川県知事から諮問された、神奈川県環境基本計画（以下「本計画」という。）の改定について、これまで、県民、市町村等の意見及び環境基本計画部会による専門的な見地からの意見等を踏まえて、審議してまいりました。

今般、県から当審議会に対して提出された本計画の改定案について、当審議会は全体としては妥当なものと評価しますが、計画の改定に際して特に重要と考える事項等について、次のとおり意見を述べます。

1 改定の基本的な考え方について

気候変動による影響や生物多様性の損失がより一層深刻となる状況のなか、世界的にSDGsや「2050年脱炭素社会の実現」といった目標が掲げられ、本県においても、それらの達成に向けた速やかな対応が求められています。

加えて、気候変動、生物多様性、資源循環等の環境をめぐる問題が複雑化・多様化していることから、各分野の施策目的だけに着目するのではなく、分野を横断的にとらえ、さらには経済や社会といった環境以外の側面への影響も考慮し、統合的な課題解決を目指す姿勢が重要です。

計画を改定することで、こういった姿勢を打ち出し、各取組を加速化させ、持続可能な社会の実現に積極的に貢献していく必要があります。

また、本計画は、県における環境施策を推進する上での基本的な計画であり、長期的な目標や施策の方向等を定めるものです。各施策は、各分野における個別計画に沿って推進をしていくことから、それらとの整合性について十分に配慮することが重要です。

2 基本目標、施策体系、施策分野ごとの取組の方向性等について

(基本目標について)

計画全体を通じての基本目標は、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」とされています。平成28年に策定した現行計画の基本目標を継続する形となりますが、環境が生きるものすべての「いのち」の基盤であり、「いのち輝く環境」を次世代に継承していくことの重要性はますます高まっていると言えます。

また、本計画は、県の総合計画を補完する計画であり、この基本目標は総合計画と軌を一にするものとなっており、県庁全体として「いのち輝く環境づくり」のための取組を推進していくことを期待します。

(施策体系について)

気候危機とも言われる気候変動への対応をはじめ、生物多様性の保全や循環型社会の形成は、いのちをつないでいくための喫緊の課題となっています。

また、良好な大気・水環境も、全てのいのちにとって必要不可欠なものであり、着実に保全を図っていかなくてはなりません。

これらの課題に対しては、県民、事業者、団体、市町村など、あらゆる主体が課題を「自分事（じぶんごと）化」し、主体的にそれぞれの取組を進めるとともに、他者との連携・協働をしながら対応していく必要があります。

県には、各主体の取組の後押しや、各主体間の連携を促す役割が求められており、多様な主体と連携しながら、課題解決に取り組む必要があります。また、県自らも、各主体の範となるよう率先して取組を強化し、一事業者としての責務を果たすとともに、各主体に取組を広げていくことが重要です。

このような状況を踏まえ、施策体系は、4つの施策分野（「気候変動への対応」、「自然環境の保全」、「循環型社会の形成」及び「大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減」）及び横断的な取組の5つから構成されており、各個別計画との整合を図りながら、取組を進めていくことが必要です。

また、気候変動、生物多様性、資源循環等の環境をめぐる問題は、相互に関連しており、一つの分野の視点による取組だけでは、十分な課題解決につながらない可能性があるだけでなく、一つの取組が複数の分野に影響を及ぼすこともあるため、気候変動への対応と同時に、生物多様性の保全、大気や海洋汚染の防止、プラスチックごみへの対処をはじめとした資源循環等に取り組むといった姿勢が必要です。

計画の推進に当たっては、それぞれの取組が他の分野にどのような影響を及ぼすか、また、他の社会課題との同時解決を図ることができないかなど、統合的な課題解決を目指すとともに、分野間の施策の整合性にも配慮し、大局的な視点で施策を推進することが重要です。

（施策分野ごとの取組の方向性について）

2030年までの計画における内容としては、妥当なものと評価しますが、施策の推進に当たっては、各分野における個別計画との整合に配慮するとともに、特に次のことを望みます。

○ 気候変動への対応について

2050年脱炭素社会の実現のため、施策の実施に最大限努めることはもとより、あらゆる主体の自主的な取組を促進していくことが重要です。また、県民生活を脅かすような気候変動による影響が顕在化していることから、緩和策と適応策の双方を、強力に推進していくことを求めます。

○ 自然環境の保全について

本県の地域特性を踏まえた生物多様性の保全を着実にを行うことで、2030年までのネイチャーポジティブを実現するとともに、防災・減災をはじめ、自然環境の持つ多面的な機能を活かした施策の推進を期待します。

○ 循環型社会の形成について

廃棄物ゼロ社会の実現に向けて、市町村等と連携しながら取組を進めることで、大量生産・大量消費・大量廃棄ではない、持続可能な循環経済に移行していくこと、また、脱炭素社会の実現や生物多様性の保全にも貢献することを期待します。

○ 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減について

良好な大気環境や水環境の保全には、広域的な取組が重要であり、関係自治体等と密に連携しながら、着実に取組を進めていくことを求めます。

○ 横断的な取組について

環境をめぐる喫緊の課題が山積するなかで、環境教育や多様な主体と連携した取組は、今後さらに重要となります。課題の自分事化を促し、行動変容につなげることで、また、県として率先的に行動することで周囲を動かし、持続可能な社会づくりのための取組を広げていくことを期待します。

3 計画の推進について

指標や施策の実施状況等に基づき、適切に進行管理を行うことはもとより、今後、当審議会が計画推進に向けた意見を示した際には、積極的に施策への反映に向けた検討を望みます。

環境をめぐる課題の深刻化に伴い、社会状況は目まぐるしく変化しており、2030年（改定計画の最終年度）や2050年に向けて、その変化は更に加速していくことが想定されます。また、エネルギー危機や新型コロナウイルス感染症の拡大等のように、社会情勢の変化は、環境分野にも大きな影響をもたらします。環境分野のみならず、あらゆる分野の世界的な動き、国の動き等を注視しながら、必要な場合には、計画の最終年度を待つことなく、計画の改定を求めます。

4 その他

今回の改定に当たり、環境基本条例第7条第3項及び第4項を踏まえ、県民意見募集及び県内市町村への意見照会を実施しています。寄せられた意見や提案については、できるだけ改定案に反映させるなど、県民参加、市町村参加による計画づくりに努めたことは評価します。

以上、答申に当たって、計画の改定に際して特に重要と考える事項等を述べましたが、ここに記載したことを踏まえ、県が計画の着実な推進に向けて最大限の努力をすることを強く求めます。